

# 体制届添付書類一覧表

令和6年6月改正版  
盛岡市介護保険課

## 13 訪問看護／63 介護予防訪問看護

### 【要否欄凡例】

□…体制届と同時に提出が必要

△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
施設等の区分	3 定期巡回・随時対応サービス連携	別紙15	訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書	<input type="checkbox"/>
LIFEへの登録	2 あり		添付書類なし LIFEの登録手続きを専用Webサイトにて完了した後、届け出ること。 (登録完了通知等の到達前でも届出可能。)	—
高齢者虐待防止推進実施の有無	1 減算型 2 基準型(新規)		添付書類なし	—
	1 減算型 から 2 基準型 への変更		虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置状況が分かる書類 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況 虐待の防止のための指針 虐待の防止のための研修の実施状況 実施のための担当者	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特別地域加算	2 あり		添付書類なし 厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在している場合算定可能です。盛岡市内においては、振興山村地域(山村振興法指定地域)である旧築川村、旧玉山村(現在の盛岡市役所玉山出張所が所管する地域)、旧敷川村であった地域が該当します。	—
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	2 該当		添付書類なし (盛岡市全域が豪雪地域であるため、市内に所在する事業所においては本要件を必ず満たします。) ※中山間地域等における小規模事業所加算を算定するためには、「規模に関する状況」の要件を合わせて満たす必要があります。	—
中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	2 該当		前年度(3月を除く)又は直近の3か月(前年度の実績が6か月に満たない事業所等の場合)の一月あたりの平均延訪問回数が確認できる資料 【訪問看護 平均延訪問回数が100回以下／月】 【介護予防訪問看護 平均延訪問回数が5回以下／月】	<input type="checkbox"/>
緊急時訪問看護加算	3 加算 I	別紙16	緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 2. 看護師等の資格証の写し 3. 24時間連絡体制を確保し、看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制を整備していることが確認できる書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	2 加算 II	別紙16	緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 2. 看護師等の資格証の写し 3. 24時間連絡体制を確保していることが確認できる書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
特別管理体制	2 対応可	別紙16	緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 2. 看護師等の資格証の写し 3. 24時間連絡体制を確保していることが確認できる書類 4. 病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備していることが確認できる書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
専門管理加算	2 あり	別紙17	専門管理加算に係る届出書 別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 2. 緩和ケアに関する専門研修を修了したことが確認できる書類 3. 褥瘡ケアに関する専門研修を修了したことが確認できる書類 4. 人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに関する専門研修を修了したことが確認できる書類 5. 特定行為研修を修了したことが確認できる書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
ターミナルケア体制	2 あり	別紙16	緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類 1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7) 2. 看護師等の資格証の写し 3. 24時間連絡体制を確保していることが確認できる書類 4. ターミナルケアの提供過程における利用者の心身状況の変化及びこれに対する看護の内容等必要な事項が適切に記録される体制を整備していることが確認できる書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

## 体制届添付書類一覧表

令和6年6月改正版  
盛岡市介護保険課

13 訪問看護／63 介護予防訪問看護

【要否欄凡例】

□…体制届と同時に提出が必要

△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要